

フロンガス回収業務

承ります！！



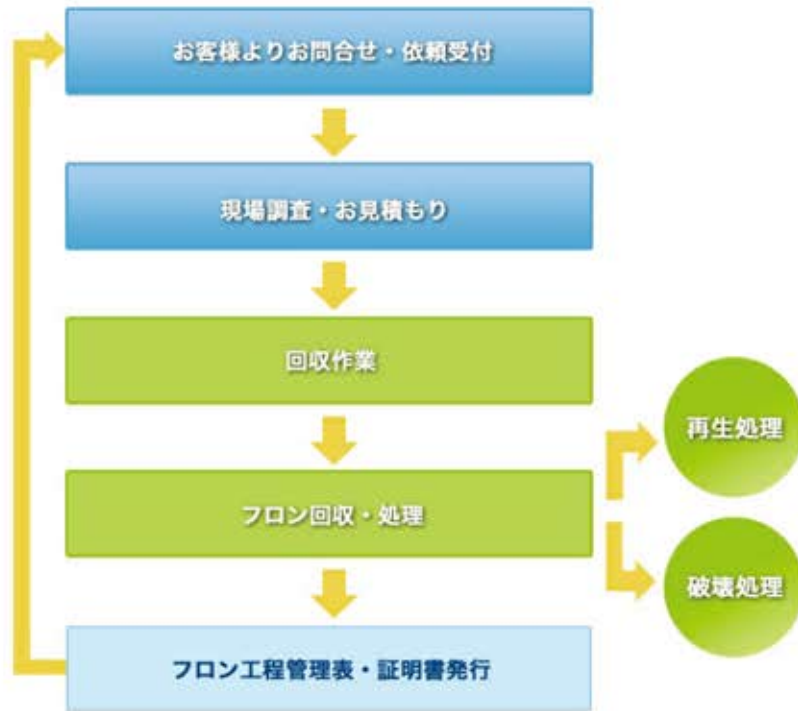
冷媒ガスを
多量に回収

しなければならない

自社だとフロンガスの
回収に時間
がかかり

工程に間に合わない

自社のフロンガス用の
回収容器が
足りない



※破壊・再生証明書はご希望時のみ発行します（有料）

対応可能エリア 神奈川県・東京都・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県

第一種フロン類充填回収業者登録済

株式会社 利光ファシリティーズ

〒226-0011 神奈川県横浜市緑区中山町307-8

http://www.ricou-f.com

0120-311-145

フロン排出抑制法

行程管理票

推奨版

※この行程管理票は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合に使用します。

- A** (記入者) 機器の所有者（以下、管理者）：回収依頼書（写）兼 委託確認書
 ・第一種特定製品の廃棄等を行う場合（当該処理等を取次者に委託する場合を含む）に使用します。管理者はこの書面を3年間保存します。
- C** (記入者) 取次者：委託確認書 兼 委託確認書（写）
 ・取次者が、フロン類の引渡先を光増回収業者に依頼する場合に、委託確認書として使用します。取次者はこの書面を3年間保存します。
- E** (記入者) 光増回収業者：委託確認書 兼 引取証明書
 ・フロン類の回収を依頼された光増回収業者が、フロン類の回収後に引取証明書として使用します。光増回収業者はこの書面を管理者及び最終の取次者に交付します。管理者及び最終の取次者は、この書面を3年間保存します。
- F** (記入者) 光増回収業者：引取証明書（写）
 ・光増回収業者は、この書面を3年間保存します。また、再生・破壊処理に引渡す場合は、別票（フロン類再生・破壊依頼票）を使用し、再生証明書・破壊証明書の交付を受けてください。

【行程管理票の流れ】

